

○厚生労働省告示第百七十七号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十一条の三第三項第一号及び第七項の規定に基づき、平成三十年度に係る同条第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率は、年

○・四パーセントとし、平成三十年五月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信